

「インダノファン」、「トルクロホスメチル」及び「フェントラザミド」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 7 年 10 月 28 日  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

食品健康影響評価を依頼する農薬の概要は、別添のとおりである。

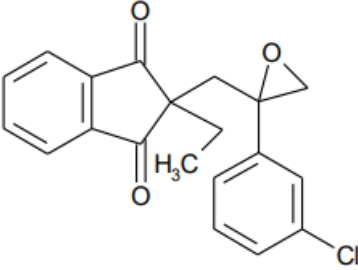
1. インダノファン
2. トルクロホスメチル
3. フェントラザミド

# インダノファン

## 1. 今回の評価依頼の経緯

令和6年6月13日～6月26日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	インダノファン (Indanofan)	
構造式	 <p>原体中組成 R:S=1:1</p>	
用途	除草剤	
作用機作	<p>インダン骨格を有する除草剤である。タンパク質及び脂肪酸の生合成を阻害することで、細胞分裂・伸長を阻害し、雑草の生育を停止し枯死させると考えられている。除草活性はS体のみが存在する。</p> <p>(HRAC分類：15)</p>	
日本における登録状況	初回登録年	1999年
	登録農薬数	7
	適用作物	水稲、小麦（秋播）等
	使用方法	湛水散布、雑草茎葉散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準無し
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成19年 9月13日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 1月10日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成22年 1月 4日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成22年 9月 9日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.0035 mg/kg体重/日</p>	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

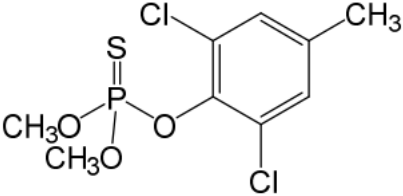
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# トルクロホスメチル

## 1. 今回の評価依頼の経緯

令和5年9月4日～9月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	トルクロホスメチル (Tolclofos-methyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	有機リン系化合物に属する殺菌剤である。細胞の運動機能や細胞分裂の制御機構に作用することで殺菌効果を示すと考えられている。 (FRAC分類：14)	
日本における登録状況	初回登録年	1984年
	登録農薬数	13
	適用作物	りんご、麦類、野菜、てんさい等
	使用方法	土壌灌注、散布、種子粉衣等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.07 mg/kg体重/日 (2019) ARfD 設定の必要なし (2019)
	国際基準	ばれいしょ、レタス等
	諸外国	欧州：ばれいしょ、レタス等 豪州：ばれいしょ、レタス等 米国、カナダ、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>平成24年 8月21日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成30年11月21日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和元年 5月28日 食品健康影響評価結果を通知 令和元年10月28日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.064 mg/kg体重/日 ARfD = 0.13 mg/kg体重</p>	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フェントラザミド

## 1. 今回の評価依頼の経緯

令和6年3月21日～3月27日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フェントラザミド (Fentrazamide)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	作用機構は明らかでないが、植物の細胞分裂組織に作用し、細胞分裂及び伸長を阻害して雑草の生育を停止させると考えられている。 (HRAC分類：15)	
日本における登録状況	初回登録年	2000年
	登録農薬数	55
	適用作物	移植水稻、直播水稻
	使用方法	湛水散布、無人航空機による散布、田植同時散布機で施用等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、欧州、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成15年 9月18日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p>【2】 平成20年 2月 5日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年12月 4日 食品健康影響評価結果を通知</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.0052 mg/kg体重/日</p>	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議